

鶏卵の表示に関する公正競争規約施行規則 新旧対照表

(下線部が変更箇所)

変更案	現行																																												
<p>(定義)</p> <p>第1条 鶏卵の表示に関する公正競争規約（以下「規約」という。）第2条第4項第1号に規定する通常の鶏卵の栄養成分の量は、最新の日本食品標準成分表（文部科学省科学技術・学術審議会資源調査分科会報告書）に記載されている数値とする。</p> <p>2 規約第2条第4項第1号に規定する食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）別表第12に定める強化された旨の表示の基準値は以下のとおりである。<u>なお、強化された旨の表示を行うに当たっては、食品表示基準第21条の規定に従うこと。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">栄養成分</th> <th style="width: 70%;">増加量(100g 当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>たんぱく質</td><td style="text-align: center;">8.1g</td></tr> <tr><td>食物繊維</td><td style="text-align: center;">3g</td></tr> <tr><td>亜鉛</td><td style="text-align: center;">0.88mg</td></tr> <tr><td>カリウム</td><td style="text-align: center;">280mg</td></tr> <tr><td>カルシウム</td><td style="text-align: center;">68mg</td></tr> <tr><td>鉄</td><td style="text-align: center;">0.68mg</td></tr> <tr><td>銅</td><td style="text-align: center;">0.09mg</td></tr> <tr><td>マグネシウム</td><td style="text-align: center;">32mg</td></tr> <tr><td>ナイアシン</td><td style="text-align: center;">1.3mg</td></tr> <tr><td>パントテン酸</td><td style="text-align: center;">0.48mg</td></tr> <tr><td>ビオチン</td><td style="text-align: center;">5μg</td></tr> <tr><td>ビタミンA</td><td style="text-align: center;">77μg</td></tr> <tr><td>ビタミンB₁</td><td style="text-align: center;">0.12mg</td></tr> <tr><td>ビタミンB₂</td><td style="text-align: center;">0.14mg</td></tr> <tr><td>ビタミンB₆</td><td style="text-align: center;">0.13mg</td></tr> <tr><td>ビタミンB₁₂</td><td style="text-align: center;">0.24μg</td></tr> <tr><td>ビタミンC</td><td style="text-align: center;">10mg</td></tr> <tr><td>ビタミンD</td><td style="text-align: center;">0.55μg</td></tr> <tr><td>ビタミンE</td><td style="text-align: center;">0.63mg</td></tr> <tr><td>ビタミンK</td><td style="text-align: center;">15μg</td></tr> <tr><td>葉酸</td><td style="text-align: center;">24μg</td></tr> </tbody> </table> <p>3 規約第2条第4項第2号に規定する<u>特定要素</u>及びその増加量は、以下のとおりとし、通常の鶏卵の特定要素の量は、最新の<u>日本食品標準成分表</u>に記載されている<u>栄養成分</u>の数値とする。</p>	栄養成分	増加量(100g 当たり)	たんぱく質	8.1g	食物繊維	3g	亜鉛	0.88mg	カリウム	280mg	カルシウム	68mg	鉄	0.68mg	銅	0.09mg	マグネシウム	32mg	ナイアシン	1.3mg	パントテン酸	0.48mg	ビオチン	5μg	ビタミンA	77μg	ビタミンB ₁	0.12mg	ビタミンB ₂	0.14mg	ビタミンB ₆	0.13mg	ビタミンB ₁₂	0.24μg	ビタミンC	10mg	ビタミンD	0.55μg	ビタミンE	0.63mg	ビタミンK	15μg	葉酸	24μg	<p>(定義)</p> <p>第1条 鶏卵の表示に関する公正競争規約（以下「規約」という。）第2条第3項第1号に規定する通常の鶏卵の栄養成分の量は、最新の日本食品標準成分表（文部科学省科学技術・学術審議会資源調査分科会報告書）に記載されている数値とする。</p> <p>2 規約第2条第3項第1号に規定する食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）別表第12に定める強化された旨の表示の基準値は以下のとおりである。</p> <p style="text-align: center; margin: 20px 0;">(略)</p> <p>3 規約第2条第3項第2号に規定する<u>栄養成分</u>（<u>特定要素含む</u>。）及びその増加量は、以下のとおりとし、通常の鶏卵の栄養成分の量は、最新の<u>日本食品脂溶性成分表</u>（<u>文部科学省科学技術・学術審議会資源調査分科会報告書</u>）に記載されている数値とする。</p>
栄養成分	増加量(100g 当たり)																																												
たんぱく質	8.1g																																												
食物繊維	3g																																												
亜鉛	0.88mg																																												
カリウム	280mg																																												
カルシウム	68mg																																												
鉄	0.68mg																																												
銅	0.09mg																																												
マグネシウム	32mg																																												
ナイアシン	1.3mg																																												
パントテン酸	0.48mg																																												
ビオチン	5μg																																												
ビタミンA	77μg																																												
ビタミンB ₁	0.12mg																																												
ビタミンB ₂	0.14mg																																												
ビタミンB ₆	0.13mg																																												
ビタミンB ₁₂	0.24μg																																												
ビタミンC	10mg																																												
ビタミンD	0.55μg																																												
ビタミンE	0.63mg																																												
ビタミンK	15μg																																												
葉酸	24μg																																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">特定要素</td> <td style="width: 70%; text-align: center;">増加量 (100g 当たり)</td> </tr> </table>	特定要素	増加量 (100g 当たり)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;"><u>栄養成分</u>（<u>特定要素含む</u>）</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	<u>栄養成分</u> （ <u>特定要素含む</u> ）	(略)																																								
特定要素	増加量 (100g 当たり)																																												
<u>栄養成分</u> （ <u>特定要素含む</u> ）	(略)																																												

変更案		現行	
ヨウ素	240 μ g	(略)	(略)
ドコサヘキサエン酸(DHA)	60mg	(略)	(略)
α -リノレン酸	22mg	(略)	(略)
<p>(必要表示事項の表示方法)</p> <p>第2条 規約第3条第1項に掲げる事項の表示基準は、次のとおりとする。<u>ただし、設備を設けて飲食させる場合又は容器包装に入れないで、かつ、生産した場所で販売する場合は、表示は要しない。また、包装しないでバラ売りする場合には、近接する場所に名称及び原産地を表示することとする。なお、表示に用いる色は見やすい色とし、表示に用いる文字は日本産業規格Z8305(1962)(以下「JIS Z8305」という。)に規定する8ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字とすること。ただし、表示可能面積がおおむね150平方センチメートル以下のものにあつては、JIS Z8305に規定する5.5ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字とすることができる。</u></p> <p>(1) 名称 「鶏卵」と記載すること。なお、栄養強化卵にあつては「栄養強化卵」又は「鶏卵(栄養強化卵)」と記載することができる。</p> <p>(2) 原産地名 ア 国産である旨を記載すること。 イ アの規定にかかわらず、産卵地が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を原産地として記載することができる。この場合においては、国産である旨の記載を省略することができる。</p> <p>(3) 内容量 洗卵選別包装施設等における計量時の重量に基づき、包装形態に応じて以下の事項を記載すること。ただし、地方自治体の条例により別に定める場合は、その定めるところによる。 ア 農林水産省規格品(鶏卵規格取引要綱(昭和46年農林水産事務次官通知)に定める鶏卵の取引規格により区分された鶏卵をいう。以下同じ。)の単一種類パック詰めについては、「LL」～「SS」までの区分(以下「卵重区分」という。)及び最軽量の鶏卵と最重量の鶏卵の範囲(以下「卵重範囲」という。) イ 農林水産省規格品以外のパック詰め又は混合規格パック詰めについては、包装される卵重区分、卵重範囲、正味重量のいずれか</p>		<p>(必要表示事項の表示方法)</p> <p>第2条 規約第3条第1項に掲げる事項の表示基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	

変更案	現行
<p>ウ モウルドパックについては、ア又はイに加えて、1パック当たりの個数</p> <p>エ 農林水産省規格品の単一種類箱詰めについては、卵重区分及び正味重量</p> <p>オ 農林水産省規格品以外の箱詰め、シュリンク包装等については、卵重区分、正味重量又は個数</p> <p>(4) 等級 鶏卵規格取引要綱に基づく等級を記載すること。</p> <p>(5) 賞味期限 賞味期限については、次に定めるところにより記載すること。 ア 賞味期限とは、鶏卵の生食が可能である期限とすること。 イ 賞味期限は、次の例のいずれかの例により記載すること。ただし、(イ)及び(エ)から(カ)までの場合であって、「.」を印字することが困難であるときは、「.」を省略することができる。この場合において、月又は日が1桁の場合は、2桁目を「0」と記載すること。 (ア) <u>令和6年6月1日</u> (イ) <u>6.6.1</u> (ウ) <u>2024年6月1日</u> (エ) <u>2024.6.01</u> (オ) <u>2024.6.1</u> (カ) <u>24.06.01</u></p> <p>(6) 保存方法・使用方法 保存方法・使用方法については、次に定めるところにより記載すること。 ア 保存方法については、「お買い上げ後は冷蔵庫（10℃以下）で保存して下さい。」等と具体的に記載すること。 イ 使用方法については、「生で食べる場合は賞味期限内に使用し、賞味期限経過後及び殻にヒビの入った卵については、なるべく早めに、充分に加熱調理してからお召し上がり下さい。」等と具体的に記載すること。</p> <p>(7) 採卵者又は選別包装者の氏名又は名称及び住所 採卵又は選別包装を行った者の氏名又は名称及び採卵又は選別包装を行った施設の所在地を記載すること。</p> <p>(8) 卵重計量責任者の氏名 鶏卵規格取引要綱に基づく卵重計量責任者の氏名を記載すること。</p> <p>2 規約第3条第1項ただし書の鶏卵は、同項第</p>	<p>現行</p> <p>(5) 賞味期限 賞味期限については、次に定めるところにより記載すること。 ア 賞味期限とは、鶏卵の生食が可能である期限とすること。 イ 賞味期限は、次の例のいずれかの例により記載すること。ただし、(イ)及び(エ)から(カ)までの場合であって、「.」を印字することが困難であるときは、「.」を省略することができる。この場合において、月又は日が1桁の場合は、2桁目を「0」と記載すること。 (ア) <u>平成21年6月1日</u> (イ) <u>21.6.1</u> (ウ) <u>2009年6月1日</u> (エ) <u>2009.6.01</u> (オ) <u>2009.6.1</u> (カ) <u>09.06.01</u></p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>2 (略)</p>

変更案		現行																																																						
<p>4号に掲げる事項にあつては農林水産省規格品の箱詰鶏卵とし、同項第8号に掲げる事項にあつては、農林水産省規格品のパック詰鶏卵とする。</p> <p>3 第1項各号に掲げる事項は、農林水産省規格品においては、次の様式例により表示するものとする。この場合において、賞味期限を他の表示事項と一括して表示することが困難な場合には、賞味期限の欄に記載箇所を表示すれば、他の箇所に記載することができる。</p> <p>[パック詰鶏卵の表示例(生食用の殻付き鶏卵)]</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">農林水産省規格 (卵重) 種類 ～ g未満</td> <td>名称</td> <td>鶏卵</td> </tr> <tr> <td>原産地</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>賞味期限</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>採卵者又は選別包装者住所</td> <td>〇〇県〇〇市〇〇町 〇〇番地</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">卵重計量責任者 〇〇〇〇</td> <td>採卵者又は選別包装者氏名</td> <td>〇〇養鶏場又は 〇〇G Pセンター</td> </tr> <tr> <td>保存方法</td> <td>お買い上げ後は冷蔵庫(10℃以下)で保存して下さい。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>使用方法</td> <td>生で食べる場合は賞味期限内に使用し、賞味期限経過後及び殻にびびの入った卵を飲食に供する際は、なるべく早めに、充分に加熱調理してお召し上がり下さい。</td> </tr> </table> <p>[箱詰鶏卵の表示例(生食用の殻付き鶏卵)]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>農林水産省規格</th> <th>等級</th> <th>種類</th> <th>重量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>10kg詰</td> </tr> <tr> <td>名称</td> <td colspan="3">鶏卵</td> </tr> <tr> <td>原産地</td> <td colspan="3">〇〇</td> </tr> <tr> <td>賞味期限</td> <td colspan="3">年月日</td> </tr> <tr> <td>採卵者又は選別包装者住所</td> <td colspan="3">〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地</td> </tr> <tr> <td>採卵者又は選別包装者氏名</td> <td colspan="3">〇〇養鶏場又は〇〇G Pセンター</td> </tr> <tr> <td>保存方法</td> <td colspan="3">お買い上げ後は冷蔵庫(10℃以下)で保存して下さい。</td> </tr> <tr> <td>使用方法</td> <td colspan="3">生で食べる場合は、賞味期限内に使用し、賞味期限経過後及び殻にびびの入った卵を飲食に供する際は、なるべく早めに、充分に加熱調理してお召し上がり下さい。</td> </tr> </tbody> </table>		農林水産省規格 (卵重) 種類 ～ g未満	名称	鶏卵	原産地	〇〇	賞味期限	年 月 日	採卵者又は選別包装者住所	〇〇県〇〇市〇〇町 〇〇番地	卵重計量責任者 〇〇〇〇	採卵者又は選別包装者氏名	〇〇養鶏場又は 〇〇G Pセンター	保存方法	お買い上げ後は冷蔵庫(10℃以下)で保存して下さい。		使用方法	生で食べる場合は賞味期限内に使用し、賞味期限経過後及び殻にびびの入った卵を飲食に供する際は、なるべく早めに、充分に加熱調理してお召し上がり下さい。	農林水産省規格	等級	種類	重量		〇〇	〇〇	10kg詰	名称	鶏卵			原産地	〇〇			賞味期限	年月日			採卵者又は選別包装者住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地			採卵者又は選別包装者氏名	〇〇養鶏場又は〇〇G Pセンター			保存方法	お買い上げ後は冷蔵庫(10℃以下)で保存して下さい。			使用方法	生で食べる場合は、賞味期限内に使用し、賞味期限経過後及び殻にびびの入った卵を飲食に供する際は、なるべく早めに、充分に加熱調理してお召し上がり下さい。			<p>3 第1項各号に掲げる事項は、農林水産省規格品においては、次の様式例により表示するものとする。この場合において、賞味期限を他の表示事項と一括して表示することが困難な場合には、賞味期限の欄に記載箇所を表示すれば、他の箇所に記載することができる。</p> <p>[パック詰鶏卵の表示例(生食用の殻付き鶏卵)] (略)</p> <p>[箱詰鶏卵の表示例(生食用の殻付き鶏卵)] (略)</p>	
農林水産省規格 (卵重) 種類 ～ g未満	名称		鶏卵																																																					
	原産地		〇〇																																																					
	賞味期限		年 月 日																																																					
	採卵者又は選別包装者住所	〇〇県〇〇市〇〇町 〇〇番地																																																						
卵重計量責任者 〇〇〇〇	採卵者又は選別包装者氏名	〇〇養鶏場又は 〇〇G Pセンター																																																						
	保存方法	お買い上げ後は冷蔵庫(10℃以下)で保存して下さい。																																																						
	使用方法	生で食べる場合は賞味期限内に使用し、賞味期限経過後及び殻にびびの入った卵を飲食に供する際は、なるべく早めに、充分に加熱調理してお召し上がり下さい。																																																						
農林水産省規格	等級	種類	重量																																																					
	〇〇	〇〇	10kg詰																																																					
名称	鶏卵																																																							
原産地	〇〇																																																							
賞味期限	年月日																																																							
採卵者又は選別包装者住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地																																																							
採卵者又は選別包装者氏名	〇〇養鶏場又は〇〇G Pセンター																																																							
保存方法	お買い上げ後は冷蔵庫(10℃以下)で保存して下さい。																																																							
使用方法	生で食べる場合は、賞味期限内に使用し、賞味期限経過後及び殻にびびの入った卵を飲食に供する際は、なるべく早めに、充分に加熱調理してお召し上がり下さい。																																																							

変更案	現行
<p>(削除)</p> <p>(1) <u>表示に用いる文字の色等は、第1項の定めによるものとする。ただし、名称及び原産地名の表示に用いる文字の大きさにあつては、JIS Z8305に規定する8ポイントの活字以上の大きさとしなければならない。</u></p> <p>(2) 表示しない項目にあつては、この様式中その項目を省略することができる。</p> <p>(3) この様式は、縦書きとすることができる。</p> <p>4 規約第3条第3項に規定する識別マークは、特定容器包装の表示の標準となるべき事項を定める省令（平成13年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第2号）に定められた大きさ及びデザインにより表示するものとする。なお、パック容器にあつては、ふた又は本体に一括して、識別マークを表示するものとする。</p> <p>(特定事項の表示基準)</p> <p>第3条 規約第4条第1項第1号の規定に基づき、比較対照となる通常の鶏卵の成分量を記載する場合には、最新の「日本食品標準成分表」の具体的な表示根拠を併記すること。</p> <p>2 規約第4条第2項に掲げる事項は、次の各号に規定する基準により表示するものとする。</p> <p>(1) 栄養成分等を表示する場合には、食品表示基準の定めるところによらなければならない。</p> <p>(2) 規約第4条第2項第2号に掲げる、鶏卵の栄養成分に関する量の多寡（高、豊富、含む、たっぷり、ゼロ、低、減等）を表示する場合（規約第4条第1項第1号に基づき、栄養強化卵である旨を表示する場合を含む。）は、食品表示基準に従い表示しなければならない。</p> <p>なお、<u>食品表示基準第21条の「栄養成分の補給ができる旨」又は「栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨」の規定に定める栄養成分以外の栄養成分について、成分量の多寡を強調して表示する場合は、当該栄養成分名及び成分量を明記するとともに、一般消費者が比較しやすいように通常の鶏卵の当該栄養成分の量と対比して表示すること。</u></p> <p>(3) 規約第4条第2項第3号に掲げる、特定保健用食品に関する表示については、食品表示基準及び健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成21年内閣府</p>	<p>(1) <u>表示に用いる文字及び色は、見やすい色とすること。</u></p> <p>(2) <u>表示に用いる文字は、日本工業規格Z8305（1962）に規定する8ポイント以上の大きさの統一のとれた活字とすること。ただし表示可能面積がおおむね150cm²以下のものにあつては5.5ポイント以上の大きさの活字とすることができる（第1項第1号及び第2号の表示を除く）。</u></p> <p>(3) 表示しない項目にあつては、この様式中その項目を省略することができる。</p> <p>(4) この様式は、縦書きとすることができる。</p> <p>4 規約第3条第2項に規定する識別マークは、特定容器包装の表示の標準となるべき事項を定める省令（平成13年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省令第2号）に定められた大きさ及びデザインにより表示するものとする。なお、パック容器にあつては、ふた又は本体に一括して、識別マークを表示するものとする。</p> <p>(特定事項の表示基準)</p> <p>第3条 規約第4条第1項第1号の規定に基づき、比較対照となる通常の鶏卵の成分量を記載する場合には、最新の「日本食品標準成分表」等の具体的な表示根拠を併記すること。</p> <p>2 規約第4条第2項に掲げる事項は、次の各号に規定する基準により表示するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 規約第4条第2項第2号に掲げる、鶏卵の栄養成分に関する量の多寡（高、豊富、含む、たっぷり、ゼロ、低、減等）を表示する場合（規約第4条第1項第1号に基づき、栄養強化卵である旨を表示する場合を含む。）は、食品表示基準に従い表示しなければならない。</p> <p>なお、<u>食品表示基準の対象外の成分について、成分量の多寡を強調して表示する場合は、当該成分名及び成分量を明記するとともに、一般消費者が比較しやすいように通常の鶏卵の当該成分の量と対比して表示すること。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p>

変更案	現行
<p>令第57号) 第8条の規定に従い表示しなければならない。</p> <p>また、機能性表示食品及び栄養機能食品に係る表示については、食品表示基準に従い表示しなければならない。</p> <p>(4) 規約第4条第2項第4号に掲げる、遺伝子組換え飼料を使用していない旨又はポストハーベスト作業をしていない飼料である旨を表示する場合は、表示対象の鶏卵を産卵する鶏に給餌する飼料(当該飼料の原材料を含む。)について、遺伝子組換えをしていないこと又はポストハーベスト作業をしていないことが証明される場合に限る。</p> <p>(特定用語の使用基準)</p> <p>第4条 <u>規約第5条第1号アに規定する基準には、エイビアリー(多段式平飼い)を含む。エイビアリーの場合にあつては、「平飼い(エイビアリー)」等、エイビアリーであることを明瞭に記載しなければならない。</u></p> <p><u>2</u> 規約第5条第1号イに規定する基準は、120日齢以降は、<u>1平方メートル当たり5羽以下で飼育するものとする。</u></p> <p><u>3</u> 規約第5条第2号に規定する鶏卵とは、次のいずれかの基準を満たす鶏卵とする。</p> <p>(1) 規約第5条第1号に規定する平飼い又は放飼いによる鶏卵</p> <p>(2) 地鶏肉の日本農林規格(平成11年農林水産省告示第844号)別表に掲げる品種由来の血液百分率が<u>50パーセント以上</u>の鶏の鶏卵</p> <p><u>4</u> 規約第5条第3号に規定する基準は、<u>雌20羽に対して雄1羽以上の比率で飼育していることとする。</u></p> <p>(不当表示の種類)</p> <p>第5条 規約第6条に掲げる不当表示には、次のものが含まれる。</p> <p>(1) 規約第6条第1号関係 「栄養強化卵」の定義に合致しない内容の商品について、「栄養増加卵」、「強化栄養玉子」等の表示</p> <p>(2) 規約第6条第2号関係 ア 特定の病原体用のワクチン接種等の特別な安全・衛生対策である場合を除き、他の事業者において通常行われている病原体対策、殺菌方法等について、特別な安全・衛生対策が講じられているかのような表示(「殺菌済卵」等) イ 通常使用することが認められていない抗</p>	<p>現行</p> <p>(特定用語の使用基準)</p> <p>第4条 規約第5条第1号イに規定する基準は、120日齢以降は、<u>1㎡当たり5羽以下で飼育するものとする。</u></p> <p><u>2</u> 規約第5条第2号に規定する鶏卵とは、次のいずれかの基準を満たす鶏卵とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地鶏肉の日本農林規格(平成11年農林水産省告示第844号)別表に掲げる品種由来の血液百分率が<u>50%以上</u>の鶏の鶏卵</p> <p><u>3</u> 規約第5条第3号に規定する基準は、<u>雌100羽に対して雄5羽以上とする。</u></p> <p>(不当表示の種類)</p> <p>第5条 (略)</p>

変更案	現行
<p>生物質等について、これを使用していないことを強調する表示（「この鶏卵は抗生物質を使用していません」等）</p> <p>(3) 規約第6条第4号関係</p> <p>ア 特定の種類の栄養成分が含まれていないにもかかわらず、当該種類の栄養成分が含まれているとする表示</p> <p>イ 特定の量の栄養成分が含まれていないにもかかわらず、当該量の栄養成分が含まれているとする表示</p> <p>ウ 栄養成分量の過大な表示（例：「ビタミンE〇mg～〇mg」と表示しているが、実際は恒常的に商品の含有量が下限値の場合）</p> <p>(4) 規約第6条第5号関係</p> <p>ア 鶏卵の品質等の優良性がほとんどないにもかかわらず、遺伝子組換え、ポストハーベスト作業をしていない飼料（当該飼料の原材料を含む。）であることにより、鶏卵の品質等が優れているとする表示</p> <p>イ 鶏に与える飼料に含まれる栄養成分が鶏卵の栄養成分にほとんど反映されないにもかかわらず、これにより、鶏卵の品質等が優れているとする表示</p> <p>(5) 規約第6条第6号関係</p> <p>ア 事実と異なる安全・衛生対策、飼養環境、品質管理体制に係る表示</p> <p>イ 安全・衛生対策を反映した鶏卵の品質の優良性がほとんどないにもかかわらず、これにより鶏卵の品質が優れているとする表示</p> <p>ウ トレーサビリティが確立されていないにもかかわらず、確立されているかのような表示</p> <p>エ その他飼養環境の特徴を反映した鶏卵の品質等における優良性がほとんどないにもかかわらず、これにより鶏卵の品質等が優れているとする表示</p> <p>(6) 規約第6条第7号関係 事実と異なる採卵地の表示</p> <p>(7) 規約第6条第8号関係 「〇〇病の予防効果が高い」、「病気が治る」等</p> <p>(8) 規約第6条第9号関係 「有名シェフ推奨」、「高級ホテル御用達」等当該鶏卵に関する推奨が具体的ではなく、その事実を検証することができない表示</p> <p>(9) 規約第6条第11号関係</p> <p>ア 合理的な根拠に基づかない「完全」、「完璧」、「本物」等の表示</p>	

変更案	現行
<p>イ 事実と異なる「○○卵」との表示（○○は鶏の種類、固有地域に生息する鶏の名称及び当該地域名、故事来歴を示す地域表示等）</p> <p>（会員証紙）</p> <p>第6条 規約第10条に規定する「会員証紙」の表示は、次のいずれかの方法で行うものとする。</p> <p>(1) 印刷</p> <p>(2) シール</p> <p>(3) スタンプ</p> <p>2 「会員証紙」の表示は次の図柄をもって行う。</p> <div data-bbox="359 719 555 913" data-label="Image"> </div> <p>3 「会員証紙」の大きさは、直径10ミリメートル以上とするものとする。</p> <p>4 「会員証紙」を表示する事業者は、当該表示に係る<u>容器包装等</u>を公正取引協議会に届け出るものとする。</p>	<p>（会員証紙）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 「会員証紙」を表示する事業者は、当該表示に係る<u>容器、包装等</u>を公正取引協議会に届け出るものとする。</p>

附 則

この規則の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。